

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例				
条例番号	昭和46年神奈川県条例第52号	法規集	第5編第3章		
所管室課	環境農政局環境部大気水質課				
条例の概要	県内の区域について、大気汚染防止法第4条第1項の規定により、有害物質の排出基準を定めるとともに、水質汚濁防止法第3条第3項の規定により、排水の汚染状態に係る排水基準を定めるなど、県民の健康を保護し、生活環境を保全するため必要な事項を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	京浜臨海部における工業地帯の立地や都市化の進展などの社会的条件から、大気汚染防止法又は水質汚濁防止法に基づく全国一律基準より厳しい基準を定めて、本条例は規制しているが、県民の健康を保護し、生活環境を保全するという目的達成のため、本条例は、引き続き必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	法律に基づく全国一律基準より厳しい基準を定めたことにより、大気環境及び水環境は長期的には改善されてきており、本条例は有効に機能しているが、改善の進まない東京湾の富栄養化対策として、窒素、磷の暫定排水基準の取扱いを検討する。			河川のBODの環境基準達成率 平成20年度 97.1% 平成25年度 100%
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	法律に基づく全国一律基準より厳しい排出基準及び排水基準を定めたことにより、大気環境及び水環境は長期的には改善されてきており、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図るという条例の目的達成のため、本条例は効率的な内容となっている。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	県政運営の総合的・基本的指針である総合計画「かながわグランドデザイン」<基本構想>において、エネルギー・環境分野の政策の基本方向として大気環境及び水環境の保全を掲げており、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法では、県が法律より厳しい基準を条例で定めることができることを規定しており、憲法、法令には抵触しない内容である。			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理由等 東京湾の富栄養化対策として窒素、磷の暫定排水基準の取扱いを検討する。	